

付録 言語と邦訳に関する注釈

権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	その他
雑誌名	インドネシア資料データ集：スハルト政権崩壊からメガワティ政権まで
ページ	x-xi
発行年	2001
出版者	日本貿易振興会アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00010574

原語と邦訳に関する註釈

政治の部では、機関名、キーワード、専門用語、特殊な表現のほか、定訳や適切な訳がない単語にカッコ付きで原語を付記した。大文字、小文字の区別は原典のとおりである。ジャワ語、アラビア語等の非インドネシア語はイタリック体で表記した。経済の部では、原則として人名と企業名(銀行名)には原語表記を用いた。

以下は、政治資料に頻出するいくつかの原語の邦訳に関する註釈である。

1. bangsa と suku

bangsa は「民族」とも「国民」とも訳すことができる。**bangsa** 概念の起点は、オランダを共通の宗主国とする多様な住民が 20 世紀初頭にインドネシアとしての一体性を認識したところにある。それを「民族の覚醒(kebangkitan bangsa)」、「一つの祖国、一つの民族、一つの言語(satu tanah air, satu bangsa, satu bahasa)」として表現し、同じマレー系とはいえ慣習、言語、歴史の異なる **suku bangsa** をひとまとめにした **bangsa Indonesia** 概念を創造した。一方、現在では、インドネシア共和国という国家の枠組みの中にある非マレー系住民も含めた国民全体を **bangsa Indonesia** と呼んでいる。そこで本資料データ集では、歴史的文脈を踏まえた用法の場合には「民族」、通常の用法の場合には「国民」と訳すことにした。

ジャワ族、バタック族などを指す **suku** は、種族、民族集団、エスニック・グループなどの訳語があるが、本資料集では「種族」で統一した。

2. rakyat

本資料データ集では多くの場合 **rakyat** を「国民」と訳した。しかし、**bangsa** を国民と訳す場合と異なり、一般民衆、庶民のニュアンスが強いので、文脈によって「民衆」「大衆(**rakyat banyak**)」も用いた。「人民」という訳語は、人民経済(**ekonomi rakyat / ekonomi kerakyatan**)、人民農業(**pertanian rakyat**)、人民軍(**tentara rakyat**)などの特殊な用法、または一部の地方の国民を指す場合に限って用いた。

3. kesatuan

スハルト政権崩壊後のインドネシアの政治文書には、**persatuan dan kesatuan** または **Negara Kesatuan Republik Indonesia** という表現が多用されるようになった。これをここでは「統一と単一性」「インドネシア共和国単一国家」と訳した。しばしば前者は「統一と統合」、後者は「統一国家」と訳されることがあるが、**kesatuan** は単一体である状況を表わし、統一する、統合するという他動詞(**menyatukan / mempersatukan**)とは区別する必要があることから「単一」という訳語で統一した。

4. パンチャシラ

パンチャシラ(建国五原則)の各原則と、その派生的な表現は、以下の訳語で統一した。

- (1) 唯一至高なる神(Ketuhanan Yang Maha Esa)
- (2) 公平で文化的な人道主義(Kemanusiaan yang adil dan beradab)
- (3) インドネシアの統一(Persatuan Indonesia)
- (4) 協議と代議制において睿智によって導かれる民主主義(Kerakyatan yang dipimpin oleh hikmat kebijaksanaan dalam Permusyawaratan/Perwakilan)
- (5) インドネシア全国民に対する社会的公正(Keadilan sosial bagi seluruh rakyat Indonesia)

5. Lembaga Tertinggi Negara

国民協議会(MPR)は、インドネシアの政治制度上 Lembaga Tertinggi Negara であり、これを通常は「国権の最高機関」と訳している。しかし、MPR 決定の中では Lembaga Tertinggi Negara と Lembaga Tinggi Negara とが対置されて頻出することから、本資料集では前者を「国家最高機関」、後者を「国家高等機関」として統一した。国家高等機関とは、国家最高機関である MPR の下に位置する、大統領、最高諮問会議(DPA)、国民議会(DPR)、最高裁判所、会計検査院の5つの機関のことをいう。

6. DPR/DPRD/DPD

DPR (Dewan Perwakilan Rakyat)は、通常は「国会」と訳しているが、本資料データ集の政治文書の中では「国民議会」で統一した(直訳すれば「国民代表議会」)。国会の地方版(DPR-Daerah)として州レベルと県/市レベルに置かれる DPRD は、「地方議会」とした。他方、現在の政治制度上は存在しないが、将来的な二院制構想の中で想定されている DPD (Dewan Perwakilan Daerah)は、「地方代表議会」と訳して「地方議会」と区別をつけた。